

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第46号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

令和元年5月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「中島港の産業廃棄物に関する書類（出島河川敷における違反者への河川法第77条による資料等全部（H19～H23まで）（河川整備課、環境管理課、環境指導課、運輸政策課、南部総合県民局県土整備部）」の公文書公開請求（以下「本件請求に係る公文書」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和元年5月23日、実施機関は、本件請求に対して「公開請求に係る資料が不存在であるため」とのことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和元年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和2年10月6日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あるべき資料を隠した。

#### 2 審査請求の理由

県は、公文書公開請求を認め書類を出せ。

### 第4 実施機関の説明要旨

(1) 令和元年5月10日付けで審査請求人から出された「中島港の産業廃棄物に関

する書類（出島河川敷における違反者への河川法第77条による資料等全部（H19～H23まで）」の公文書公開請求に対し、実施機関は当該公文書について、保有しておらず、不存在であるため、本件処分を行ったものである。

(2) 審査請求人は、対象公文書を「(産業)廃棄物」としているが、徳島県の組織における分掌事務を規定している「徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）」において、「廃棄物」関連の事務を分掌している組織は、「環境指導課」、「東部保健福祉局」及び「総合県民局保健福祉環境部」となっている。また、対象文書公文書を「河川法第77条による資料等」としているが、徳島県の組織における分掌事務を規定している「徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）」において「河川法」関連の事務を分掌している組織は、「河川整備課」「東部県土整備局」「総合県民局県土整備部」となっている。

このように、環境管理課は「廃棄物」及び「河川法」に関する事務を所管しておらず、所管外の事務となる案件については、文書の作成及び取得を行っていない。

(3) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有又は取得しておらず、文書が存在しないため、実施機関は条例第7条第2号の規定により本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月26日	諮問
令和6年2月15日 第2部会（第8回）	審議
同 年 3 月 1 8 日 第2部会（第9回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

実施機関は本件請求に係る公文書が存在しないと主張している。

審査請求人は実施機関の主張に対して、あるべき書類を隠したとし、県は、公文書公開請求を認め書類を出せと主張している。

以下、本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

実施機関は弁明書において、環境管理課は「廃棄物」及び「河川法」に関する事務を所管しておらず、所管外の事務となる案件については、文書の作成及び取得を行っていないと主張している。

徳島県の組織・権限に関する規定等を確認したところ、環境管理課が所掌している事務に、廃棄物に関する事務及び河川法に関する事務は規定されていない。廃棄物に係る事務を分掌している組織は、「環境指導課」、「東部保健福祉局」及び「総合県民局保健福祉環境部」となっており、河川法に係る事務を分掌している組織は、「河川整備課」、「徳島県東部県土整備局」及び「総合県民局県土整備部」となっている。

環境管理課の所掌している事務としては、大気、水質及び土砂に関する汚染対策に関する事務があるが、当該事務において廃棄物に係る事務や河川法に関する事務はない。以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	